

令和 3 年度愛知県海岸漂着物対策推進協議会での意見及びその対応案について

	発言者	意見	対応案
1	千葉委員	マイクロプラスチックについて、対策を行うには、その前にモニタリングが必要である。調査の実施について計画に記載できるか。	<p>マイクロプラスチックの調査については公定法が無く、国が効率的な把握手法の開発を進め、海域等における分布実態等の把握に関する調査研究を推進し、発生抑制のための施策の在り方を検討することとしていることから、国の動向を踏まえ、今後、必要な施策を検討していきたい。</p> <p>このような考え方について、P89の「マイクロプラスチック対策の推進」に追記するとともに、環境省が実施した伊勢湾等におけるこれまでの調査結果を第2章4「沿岸海域におけるマイクロプラスチック調査結果」(P31, 32)として追加した。</p>
2	千葉委員	海岸漂着物処理推進法第11条に、マイクロプラスチックに関する事業者の責務として規定されている。現行計画にも改定案にも記載がないが、記載してはどうか。	P92にマイクロプラスチックに関する事項を含む、「事業者の役割」を追加した。
3	青木座長	<p>重点区域に関して、資料1-2に、環境省の基本的な方針を踏まえ設定とあるが、愛知県が「あいちプラスチックごみ宣言」を行うとともに、マイクロプラスチック対策を施策に位置付けて力を入れていくということを踏まえ、愛知県の独自性は発揮できないか。</p> <p>他県にはない、独自性をもった取組も検討していただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「あいちプラスチックごみゼロ宣言」に基づく施策をP88に位置付けた。</p> <p>また、本県独自の取組としては、これまでも環境学習プログラムの作成やプラスチックごみ削減に向けた啓発等を実施してきており、その状況も踏まえながら、今後の取組を検討していきたい。</p>
3	千葉委員	マイクロプラスチック対策は、一次マイクロプラスチックと二次マイクロプラスチックに分けて考えていかなければならない。二次マイクロプラスチックはプラスチックごみ発生抑制で対策できるが、一次マイクロプラスチックはそれ自体の発生抑制が必要である。そのため、プラスチックごみの発生抑制のみでは不十分と考える。	P92に追加した「事業者の役割」には、一次マイクロプラスチックの発生抑制として、「通常の用法に従った使用の後に河川等又は海域に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制に努める」ことも含め記載した。

4	千葉委員	<p>計画改定案 82 ページ、効果的な発生抑制に関して、愛知県では人工ごみの 1 から 2 割が漁業系である。発泡スチロールなどの漁業系のごみも海岸漂着物の要因と位置づける必要があるのではないか。</p>	<p>P92 の「事業者の役割」に、漁具等も含めた、所持する物の適正な管理等による海岸漂着物等の発生抑制について記載した。</p> <p>また、P89 の「海岸漂着物等の発生状況等の調査」においても、引き続き海域由来の漁具等を含めて、プラスチックの組成を把握することを明記した。</p>
5	千葉委員	<p>岐阜県、三重県との広域的な取組を進めていると思うが、広域連携における貢献として、愛知県の海岸漂着物の状況を可視化して岐阜県の住民に見せる取組を進めてはどうか。</p>	<p>広域的な連携・協力による発生抑制対策等については、P94 に記載のとおり、東海三県一市（岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市）で組織する伊勢湾総合対策推進協議会海岸漂着物対策検討会において検討を進めており、ご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本県で作成した環境学習プログラムには、内陸部でも使える絵本などもあることから、P88 の「環境学習及び普及啓発に関する施策」において、内陸部を含む様々な地域でプログラムを実施・推進することを明記した。</p>
6	青木座長	<p>海岸漂着物の量などのデータについて、更新という形ではなく、過去のデータを残して、これまでの推移が分かるようにして欲しい。</p>	<p>海岸漂着物量調査に加え、第 2 章 3 イの海岸漂着物内容調査についても、過去のデータを記載し比較を行った。</p>